

成年後見制度における 市民後見人の意義

成年後見制度がスタートして15年が過ぎ、制度の意義も広く理解されるようになりました。今後、弁護士や司法書士等の専門職後見人に加えて、地域の権利擁護の担い手として市民後見人が期待されています。

日時

平成27年4月18日(土)
13:30~16:00 (開場 13:00)

場所

尾張旭市
スカイワードあさひ
6階 ひまわりホール
尾張旭市城山町長池下4517-1 TEL: 0561-52-1850

定員 **160名** ※事前申込み必要・先着順

対象者 **一般住民**

参加費 **無料**

申込み方法 **電話またはファックス**

申込みおよび問合せ先

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

〒470-0136
日進市竹の山4丁目301番地 日進市障害者福祉センター内

TEL: 0561-75-5008

FAX: 0561-75-5088

(チラシ裏面の申込用紙を利用してください。)

※チラシはHPからダウンロードできます。 <http://owaritoubu-kouken.net>

- ・参加の可否については、申込みが定員を超えたために参加頂けない場合のみ、記入いただいた連絡先に連絡します。
- ・荒天等により中止する場合は、主催者のホームページで告知します。

第1部 講演

成年後見制度における
市民後見人の意義

講師: 岩間 伸之 氏

講師プロフィール



大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授。特定非営利活動法人「西成後見の会」代表理事、大阪市成年後見支援センター 運営委員会委員長(大阪市社会福祉協議会)。その他多くの社会貢献活動あり。日本社会福祉実践理論学会 学術奨励賞(2003年)や大阪市立大学教育後援会優秀テキスト賞(2003年)を受賞。

著書は『支援困難事例と向き合う—18事例から学ぶ援助の視点と方法—』中央法規出版(2014年)など多数。

第2部 パネルディスカッション

テーマ:

成年後見制度利用の地域における現状と課題

[パネリスト]

岩間 伸之(講師)

吉川 豊(司法書士)

住田 敦子(尾張東部成年後見センター長)

尾張旭市行政職員

手話・要約筆記あり

無料駐車場あり

お問合せ

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

TEL: 0561-75-5008 FAX: 0561-75-5088 ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>